学校法人東京電機大学における公的研究費の取扱に関する規程

平成23年３月29日
規　３　第 296 号

（目的）

第１条　この規程は、学校法人東京電機大学（以下「本学」という。）における公的研究費の取扱いに関して、適正な運営・管理を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において「公的研究費」とは、各府省及び地方公共団体等（以下「府省等」という。）が所管する補助金及び委託研究費等（以下「研究費補助金等」という。）をいう。

２　前項以外の公的研究費の交付を受けようとする場合においても、この規程を準用する。

３　この規程において「研究代表者等」とは、本学の専任教員等で、第１項及び前項に掲げる研究費補助金等を１人で実施する者、研究組織又は研究拠点の代表者及び他の研究機関の研究代表者から研究費補助金等の配分を受けた研究分担者をいう。

（法令等の遵守）

第３条　研究代表者等は、交付決定を受けた公的研究費に係る研究の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び関係する法令並びに交付決定通知書に記載された補助条件等を遵守しなければならない。

（公募の申請）

第４条　公募要領等により公的研究費に係る申請書等の公募に関する書類を直接公募先に提出等することとなっている場合は、研究代表者等は研究推進社会連携センターに届け出なければならない。

（公的研究費の事務管理運営）

第５条　公的研究費の経理事務は本学が行うものとする。

２　科学研究費補助金等の交付金等の預託により生じた利子の取扱については、本学に譲渡するものとする。

（経理事務の準拠）

第６条公的研究費の交付金等の予算執行等の運用に際しては、本学の経理規程等関連規程に基づく定めによるもののほか、本学が作成する「公的研究費使用ハンドブック」の定めによるものとする。なお、公的研究費を配分する府省等において、別途取扱を定めているものについては、原則として当該府省等の取扱に準拠する。

（間接経費）

第７条　公的研究費において間接経費が措置される場合は、本学はこれを管理するものとする。

２　間接経費については、原則として当該公的研究費を配分する府省等が定めるところによる。なお、特に定めがないときは、直接経費の30%に当たる額とする。

３　間接経費の取扱については別に定める。

（設備等の取扱）

第８条　公的研究費により取得した設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）については、本学に帰属するものとする。

２　研究代表者等が他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて、設備等を当該研究者又は当該研究者が所属する研究機関に移管することができる。

（内部監査）

第９条本学は、公的研究費の適正な運営・管理のために、学校法人東京電機大学監査規程に基づき、内部監査を実施するものとする。

（規程の改廃）

第10条　本規程の改廃は、研究推進社会連携センター運営委員会の議を経て、学長の承認を得、理事長が決定する。

付　則

この規程は、平成23年４月１日から施行する。

付　則（平成24年６月５日決定）

この改正は、平成24年６月12日から施行する。(第10条改正）

付　則（平成24年９月25日決定）

この改正は、平成24年10月1日から施行する。（第４条、第５条）

付　則（平成27年２月３日決定）

この改正は、平成27年２月３日から施行する。（第１条改正、第４条削除し以降１条ずつ繰り上げ。）

付　則（平成28年９月23日決定）

この改正は、平成28年10月１日から施行する。（第10条）

付　則（令和３年９月７日決定）

この改正は、令和３年12月１日から施行するものとし、施行日前に公募申請されたものについては、従前の例による。（第２条、第４条、第５条、第７条、第８条）